

みんなの国保



『マイナンバーカード』の 『健康保険証利用申込』はお済みですか？



令和3年10月20日より、本格運用が 始まっています！

- 令和2年10月からのテスト運用、令和3年3月からの
プレ運用を経て、本格運用が開始されました
鶴岡市立荘内病院・湯田川温泉リハビリテーション病院でも利
用できるようになりました。今後、利用可能な医療機関・薬局（医
療機関等）が順次増えていくことが期待されます。

利用申込をすると、現在の保険証は 利用できなくなるの？

- 利用申込をしても、引き続き現在の保険証を
そのまま利用できます
医療機関等によってオンライン資格確認の開始時期は異なりま
す。マイナンバーカードで受診の際は、受け付けできる医療機関
等かどうか事前に確認をお願いします。
また、利用可能な医療機関等であっても、引き続き現在の保険
証を利用できます。

利用申込はとても簡単！マイナンバー カードの申請と一緒にどうぞ！

- これからマイナンバーカードを申請される方
マイナンバーカード受取の際に、健康保険証としての利用申込
を希望する旨をお伝えください。
- すでにマイナンバーカードをお持ちの方
マイナポータル対応のスマートフォン、セブン銀行のATM、一
部医療機関等で申し込みます。また、市民課・国保年金課・地域庁
舎市民福祉課でも申込が出来ますので、お気軽にご相談ください。

利用申込すると、 どんないいことがあるの？

- 加入する保険が変わっても、各保険者がすみやかに手
続きを行えば、ずっと保険証として利用できます
これまでどおり、国保への加入・脱退の届出は速やかに行ってい
ただく必要があります。
- 限度額認定証としても利用できます
利用可能な医療機関等であれば、入院してから急いで申請する
必要がなくなります。
- 医師や薬剤師との情報共有により、
適切な医療が行えるようになります
本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報
や薬剤情報が共有できます。また、その情報はマイナポータルで
も確認できるため、自分自身の健康管理にも役立ちます。

医療機関等にマイナンバーを 提示するのは抵抗があるのですが？

- 安心してください、医療機関等の職員が
マイナンバーを取り扱うことはありません
健康保険証利用には、マイナンバーカードのICチップの中の
「電子証明書」を使います。「電子証明書」にはマイナンバーや、
受診歴等のプライバシー性の高い情報は含まれていません。また、
もし職員にマイナンバーを直接提示してしまっても、手続きはで
きない仕組みになっています。

健康保険証利用申込のお問合せ

0120-95-0178

マイナンバーカードの新規申請は、市民課へ
スマートフォンやパソコンからも申請できます

お問合せ先

各種届出は市役所・
地域庁舎のすべてで
行うことができます

国保年金課国保医療係 ☎0235-25-2111(代表) 内線178 (直通)35-1292
藤島庁舎市民福祉課 ☎64-5807(直通) 羽黒庁舎市民福祉課 ☎26-8773(直通)
櫛引庁舎市民福祉課 ☎57-2113(直通) 朝日庁舎市民福祉課 ☎53-2114(直通)
温海庁舎市民福祉課 ☎43-4614(直通)

お薬とも適切な距離を保ちましょう!



多剤服用(ポリファーマシー)

近年、薬の多剤服用による副作用や薬物有害事象(好ましくない・意図しない兆候、症状等)が問題となっており、多剤服用の中でも害をなすものが“ポリファーマシー”と呼ばれています。

ポリファーマシーの明確な定義はありませんが、“薬のもらいすぎ”を防ぐために、「お薬手帳」を1冊にまとめるなど、薬の管理に有効活用しましょう。

また、多くの薬が処方されると飲み忘れが起こりやすくなります。“薬がたくさん余った”ときは、薬を持参の上、薬局に相談しましょう。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)

ジェネリック医薬品とは、新薬である先発医薬品の特許期間が切れた後に販売された“先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ”医薬品です。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、主治医・薬剤師にご相談ください。

ただし、主治医の判断でジェネリック医薬品への切り替えができない場合があります。



“セルフメディケーション”をご存じですか?

セルフメディケーションとは『**自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること**』です。

POINT

1

体調管理を積極的に行う

適度な運動、十分な睡眠・休息、
バランスの取れた食事、健康診断

POINT

2

軽い不調は自分で手当てする
(OTC*医薬品(市販薬)の活用)

※Over The Counterの略

【市販薬を使用するか医療機関を受診するか判断に迷う時は薬剤師に相談しましょう】

～セルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費を支払ったときの医療費控除の特例)～
健康の保持増進及び疾病予防への取組として一定の取組を行っている者が、特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)購入費を支払った場合、一定の金額の所得控除(医療費控除の特例)を受けることができます。

税の軽減に該当する場合は、忘れずに手続きを!

～会社都合の退職または正当な理由のある自己都合退職～

離職時点で65歳未満の方で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」の方については、手続きいただくことにより、国民健康保険税が減額となる場合があります。

減額対象期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

手続き方法

雇用保険受給資格者証・保険証・マイナンバーが分かるもの・本人確認書類を持って、
国保年金課または地域庁舎市民福祉課で手続きを行ってください。

注意事項

離職時期や前年中の収入状況により、手続きをしても減額とならない場合があります。